

小鹿苑（介護予防）短期入所部 重要事項説明書

1 当苑が提供するサービスについての相談窓口（緊急連絡先）

- ・担当：太田綾香
 - ・電話：054-284-0021（月曜日～土曜日 8時30分～17時30分）
- ※ご不明な点は何でもおたずね下さい。

2 当苑の概要

（1）名称

- ・名称：社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部静岡県済生会 小鹿苑（介護予防）短期入所部
- ・所在地：静岡市駿河区小鹿一丁目1番24号
- ・介護保険指定事業所番号：2274100094

（2）サービス提供地域：静岡市（その他の地域の方でご希望の方はご相談下さい。）

（3）職員体制（介護老人福祉施設＋（介護予防）短期入所生活介護）

施設長：1名、介護長：1名、介護職員および看護職員：34名以上、看護師：4名以上、
生活相談員：2名（社会福祉士・介護福祉士）、介護支援専門員：1名以上、
機能訓練指導員：1名以上、医師：1名（嘱託）、事務員：1名以上、
管理栄養士および栄養士：1名以上

（4）設備

- ・定員100名（介護老人福祉施設：80名＋（介護予防）短期入所生活介護：20名）
- ・居室（4人部屋21室・その他9室）、浴室（特殊浴室・一般浴室）、機能訓練室、医務室、
静養室、食堂、談話室

3 運営の方針

- ・隣接する静岡済生会総合病院と連携し、地域要介護高齢者の生活支援のための相談に応じ、
（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供します。

4 サービス内容

（1）送迎：機能にあわせた昇降介助で送迎をします。

（2）食事：状態に応じた調理方法とします。

（3）入浴：原則として、1週間に2回、状態に応じた方法で入浴していただきます。

※ただし、健康状態等により 部分浴又は清拭となる場合があります。

（4）介護：ご希望や状態に応じ、適切な介護サービスを提供します。

（着脱介助・排泄介助・オムツ交換・体位変換・シーツ交換・その他）

（5）健康管理：健康状態に注意し、必要に応じて適切な措置をとります。

(6) レクリエーション等：季節感ある行事等を行い、豊かな入所生活が送れるよう努めます。

5 非常災害対策

- ・別に定められている当苑防災規程により、地震等の災害による被害防止及び軽減に努めます。

6 虐待の防止

- ・当苑は、ご利用者様の人権の擁護及び虐待の防止のため、虐待の発生及び再発を防止するための委員会の設置、指針の整備及び研修の実施等、必要な措置を講じます。
- ・当苑は、サービス提供中に、虐待を受けたと思われるご利用者様を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

7 身体拘束等の適正化のための対策

- ・当苑は、緊急やむを得ない場合を除いて、身体拘束を行わないこととし、身体的拘束等の適正化を図るため、委員会の設置、指針の整備及び研修の実施等、必要な措置を講じます。

8 感染症や災害への対応力強化

- ・当苑は、感染症又は災害が発生した場合において、必要なサービスを継続して提供できる体制を構築するため、業務継続計画の策定並びに研修及び訓練の実施等、必要な措置を講じます。

9 料金

(1) 基本料金（介護保険適用時のご利用料）

- ・短期入所生活介護（多床室・6級地・単価 10.33 円）

区分	単位数（1日）	総費用（1日）	ご利用料金 （1割負担の場合・1日）
要介護1	603 単位	6,228 円	623 円
要介護2	672 単位	6,941 円	695 円
要介護3	745 単位	7,695 円	770 円
要介護4	815 単位	8,418 円	842 円
要介護5	884 単位	9,131 円	914 円
看護体制加算Ⅰ	4 単位	41 円	5 円
看護体制加算Ⅱ	8 単位	82 円	9 円
看護体制加算Ⅲイ	12 単位	123 円	13 円
看護体制加算Ⅳイ	23 単位	237 円	24 円
夜勤職員配置加算Ⅰ	13 単位	134 円	14 円
夜勤職員配置加算Ⅲ	15 単位	154 円	16 円
サービス提供体制加算Ⅰ	22 単位	227 円	23 円
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10 単位/月	103 円	11 円
生活相談員配置等加算	13 単位	134 円	13 円

口腔連携強化加算	50 単位/回	516 円	52 円
介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	所定単位数の 1000 分の 176		
送迎加算（片道）	184 単位	1,900 円	190 円
送迎加算（往復）	368 単位	3,801 円	381 円
療養食加算	8 単位	82 円	9 円（1 回につき）
緊急短期入所受入加算	90 単位	929 円	93 円
若年性認知症利用者受入加算	120 単位	1,239 円	124 円
医療連携強化加算	58 単位	599 円	60 円

※連続して 30 日を超えてサービスをご利用の場合、1 日につき 30 単位の減算をいたします。

- ・介護予防短期入所生活介護（多床室・6 級地・単価 10.33 円）

区分	単位数（1 日）	総費用（1 日）	ご利用料金 （1 割負担の場合・1 日）
要支援 1	451 単位	4,659 円	465 円
要支援 2	561 単位	5,795 円	579 円
送迎加算（片道）	184 単位	1,900 円	190 円
送迎加算（往復）	368 単位	3,801 円	381 円
サービス提供体制加算Ⅰ	22 単位	227 円	23 円
介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	所定単位数の 1000 分の 176		
若年性認知症利用者受入加算	120 単位	1,239 円	124 円
療養食加算	8 単位	82 円	9 円（1 回につき）

- ・ご利用者が負担する利用料金は上記の通りですが、要介護度の変更、また介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額、月日に合わせてご利用者様のご利用料金を変更します。
- ・加算項目については、加算要件を満たす項目のみ算定させていただきます。
- ・ご利用者が要介護認定を受けていない場合には、速やかに必要な手続きをおこなってください。要介護認定区分、費用負担割合等が確定するまでの間、利用料の請求は保留とし、確定し次第請求させていただきます。
- ・ご利用料金の負担割合は、『介護保険負担割合証』に記載されている割合となります。

（２）社会福祉法人による利用者負担額の軽減制度について

年間収入が単身世帯で 150 万円以下であること等、市町が生計困難と認めた場合、社会福祉法人から提供される介護保険サービスの利用料・食費・居住費の自己負担を軽減できる制度があります。市町へ申請し、手続きが完了すると、『社会福祉法人等利用者負担額軽減確認証（黄色）』が届きますので、コピーを各担当または受付へお渡し下さい。

(3) その他の料金（介護保険給付外）

No	項目	利用料	内 容
1	日常生活費	100 円（1 日）	個別に使用する日用品セット シャンプー・リンス・ボディーソープ、歯ブラシ、歯磨き粉、フェイスタオル、バスタオル、ティッシュペーパー、おしぼり、義歯洗浄剤、剃刀、ローション、シェービングクリーム、化粧水、乳液、爪切り、ヘアブラシ等
2	居室の電気料	20 円（1 日）	居室において使用する個人専用テレビ等の持ち込み電化製品にかかる電気料（テレビ、冷蔵庫、電気あんか等）
		10 円（1 日）	携帯電話・電気カミソリ等充電使用料
3	喫茶代 メニューにより	実費	月 1 回 喫茶 ※希望する場合のみ
4	理美容代	実費	理美容師による理美容サービス
5	その他	実費	ご利用者様の日常生活品において、特別に希望される物品またはサービスの提供があった場合

- ・食費：朝食 505 円、昼食 730 円（おやつ代含む）、夕食 610 円
- ・居住費（滞在費）：1,000 円（多床室・1 日・令和 7 年 4 月 1 日から）
※食費、居住費についての負担限度額認定を受けている場合には、認定証（青色）記載の負担額となります。
- ・当苑でご用意するおむつ類は介護保険給付対象ですので、ご負担はありません。

(4) キャンセル料

- ・入苑前にご利用者様のご都合及び体調不良等でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。
 - ① ご利用当日の 8 時 30 分までにご連絡いただいた場合：無料
 - ② ご利用当日の 8 時 30 分までにご連絡がなかった場合：1 日のご利用料金の 50%

(5) ご利用中の中止

- ・ご利用中にサービスを中止される場合、退所日までの日数をもとに計算いたします。
 - ①ご利用者様が中途退所を希望された場合
 - ②入苑日の健康チェックの結果、体調が入苑に適さない場合
 - ③ご利用中に体調が悪くなり、医療が必要となった場合
 - ④他のご利用者様の生命又は健康に重大な影響を与える行為があった場合

(6) お支払い方法

ご利用者様が当苑にご利用料金を支払う場合の方法については、預金口座振替とし、月毎の精算といたします。毎月概ね 20 日頃を目安に前月分の請求書を送らせていただきます。27 日

(土日祝日の場合には金融機関翌営業日)のお引き落としとなりますので、前日までにご入金下さい。口座振替のお手続きはご契約の際にお願いいたします。

10 ご利用方法

(1) サービスのご利用開始

- ・当苑に介護支援専門員（ケアマネジャー）を通してお申し込み下さい。担当職員がご利用者様のお宅に伺い当苑の（介護予防）短期入所生活介護の内容等についてご説明いたします。
- ・本説明書によりご利用者様から同意を得た後、当苑の管理者が短期入所生活介護計画を作成し、サービスの提供を開始いたします。（ご利用期間が短い場合、作成しない場合があります。）
- ・入退所時刻はご相談の上、決定させていただきます。
- ・居宅介護サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前にご担当の介護支援専門員とご相談下さい。

(2) サービスの終了

①ご利用者様の都合でサービスを終了する場合

- ・サービス終了を希望される日の14日前までに文書でお申し出下さい。

②当苑の都合でサービスを終了する場合

- ・人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。
この場合、サービス終了日の1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了する場合（ただし、電話での連絡は必要）

- ・ご利用者様が介護保険施設に入所された場合
- ・ご利用者様の要介護度が非該当（自立）と認定された場合
- ・ご利用者様が亡くなられた場合

④ご利用者様がサービスを終了することができる場合（ただし、文書での通知が必要）

- ・当苑が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ・守秘義務に違反した場合
- ・ご利用者様やご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ・当苑が破産した場合

⑤当苑がサービスを終了させていただく場合（ただし、文書での通知が必要）

- ・ご利用者様がサービスのご利用料金を3ヶ月以上滞納し、支払うよう再三催告したにもかかわらず14日以内に支払わない場合
- ・ご利用者様が当苑に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合

11 緊急時の対処方法

サービス提供中にご利用者様の容体に変化等があった場合は、必要な措置を講じ、ご家族（必要時は主治医）へ連絡いたします。

ご利用者様の連絡先		電話	
緊急連絡先（主）		緊急連絡先（副）	
氏名		氏名	
住所		住所	
電話		電話	
続柄		続柄	
主治医			
病院名または診療所名			
医師名			
住所			
電話			

1 2 小鹿苑の概要

- ・法人名：社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部静岡県済生会
- ・代表者：支部長 石山 純三
- ・施設名：小鹿苑
- ・施設長：鈴木 雅子
- ・実施事業：介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、短期入所生活介護（ショートステイ）、介護予防短期入所生活介護、共生福祉サービス事業（共生型短期入所）、通所介護（デイサービス）、通所介護相当サービス、居宅介護支援（ケアマネジメント）

1 3 苦情窓口

- ・担当：望月 優子、太田 綾香（小鹿苑 介護サービス課）
電話：054-284-0021（8時30分～17時30分）
※その他、当苑以外にも市町村等の苦情窓口に苦情を申し立てることができます。
苦情をお申し立ての際は、当苑に対する苦情であることをお伝えください。
（静岡市介護保険課：054-221-1088）
（静岡県国民健康保険団体連合会：054-253-5590）

・第三者委員

- 氏名：藤森 克美（電話：054-247-0411 藤森法律事務所内）
- 氏名：山梨 キイ（電話：054-334-9164 介護ホームふじみの家ここあん内）
- 氏名：藤田 一敏（電話：054-271-2691 静岡ホーム内）

1 4 サービスの第三者評価の実施状況

第三者評価の実施の有無	① あり 2 なし
第三者評価を実施した直近の年月日	令和5年5月12日
第三者評価を実施した評価機関の名称	静岡県社会福祉協議会
第三者評価の結果の開示状況	① あり 2 なし

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から（介護予防）短期入所生活介護についての重要事項の説明を受け、同意します。

ご利用者様 住所 _____

氏名 _____

代 筆 者 氏名 _____ 続柄 _____

後 見 人 等 住所 _____

氏名 _____

（介護予防）短期入所生活介護の提供開始にあたり、ご利用者様に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者

所在地 静岡市駿河区小鹿一丁目1番24号

名称 社会福祉法人^{恩賜}財団済生会支部静岡県済生会
小鹿苑（介護予防）短期入所部

代表者 施設長 鈴木 雅子 印

説明者 氏名 太田 綾香 _____